

国立大学法人東京学芸大学国際戦略推進本部外国人留学生の受入れとグローバル人材の養成プロジェクト実施部会要項

〔平成 27 年 2 月 24 日
制 定〕

(設置)

第 1 条 国立大学法人東京学芸大学国際戦略推進本部要項(平成 22 年 3 月 17 日制定)第 6 条第 1 項及び第 5 項の規定に基づき、国際戦略推進本部(以下「推進本部」という。)に、外国人留学生の受入れとグローバル人材の養成プロジェクト実施部会(以下「部会」という。)を置く。

(目的)

第 2 条 部会は、「世界の成長を取り込むための留学生の受入れとグローバル人材の養成－TGU International Student Step Up Program－」(以下「TGU ISSUP プロジェクト」という。)を円滑に実施するため、必要な業務を行うことを目的とする。

(業務)

第 3 条 部会は、次に掲げる業務を行う。

- (1) TGU ISSUP プロジェクトの企画・立案に関すること。
- (2) TGU ISSUP プロジェクトの実施に関すること。
- (3) TGU ISSUP プロジェクトの広報活動に関すること。
- (4) その他 TGU ISSUP プロジェクトの実施に関する必要な業務

(組織)

第 4 条 部会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 国際を所掌する理事が委嘱する者 若干名
- (2) 国際課長

(任期)

第 5 条 前条第 1 号の委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会長等)

第 6 条 部会に部会長を置き、部会長は前条第 1 号の委員のうちから国際を所掌する理事が指名する。

2 部会長は、部会を招集し、議長となる。

(委員以外の者の出席)

第 7 条 部会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(報告)

第 8 条 部会長は、部会が行った業務を国際戦略推進本部に報告しなければならない。

(庶務)

第 9 条 部会の庶務は、学務部国際課が処理する。

(要項の改廃)

第 10 条 この要項の改廃は、国際戦略推進本部の議を経て本部長が定める。

(補則)

第 11 条 この要項に定めるもののほか、部会の運営等に関し必要な事項は、部会が定める。

附 則

この要項は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。